

# 大阪府立高等学校PTA協議会

## 災害入院見舞金規程

第1条 大阪府立高等学校PTA協議会規約（以下「規約」という。）第17条のPTA会費及び災害入院見舞金負担金納入の手続きは、別紙様式（1）によるものとする。  
なお、PTA会費及び災害入院見舞金負担金の基礎となる生徒数は、5月1日の学校基本調査統計に基づく在籍数とする。また、転入・転出その他の生徒数変更にかかわらず、負担金の追徴・返戻はないものとする。

第2条 災害（傷病・事故）入院見舞金の範囲及びその額は次のとおりとする。  
ただし、1傷病、1事故とする。

災害入院見舞金	PTA活動中の災害
学校管理下における生徒の災害（傷病・事故等）での入院により災害入院見舞金を贈る	単位・ブロック・大阪府・近畿・全国のPTA活動に参加の生徒・保護者・教職員等関係者が災害（傷病・事故等）にあったときに災害入院見舞金を贈る（物損なし）。 但し、教職員は単位PTA会費を支払っている会員。
入院 2泊 3日～13泊14日（連続）	20,000円
入院 14泊15日～29泊30日（合算可）	50,000円
	（平成29年度以前の災害については 30,000円）
入院 30泊31日（合算可）以上	80,000円
	（但し、8万円を限度とする）
◎疾病による災害入院見舞金は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済の給付対象となる事由に限り給付するものとする。	

第3条 災害入院見舞金の対象は、生徒（保護者）は在学中、教職員は在任中とする。

第4条 地震・噴火・津波等による災害（傷病・事故）は給付の対象外とする。

第5条 規約第5条（5）の手続きは、次による。

（1）学校管理下における生徒の災害（傷病・事故等）入院見舞金 別紙様式（2）

（2）PTA活動中における生徒・保護者・教職員等関係者の災害（傷病・事故等）入院見舞金 別紙様式（3）

なお、災害入院見舞金はPTA会長名で、状況証明（学校長の証明）を添えて請求する。（医師の証明は不要）

細 則 災害入院見舞金の対象は、生徒（保護者）は高等学校在学中、教職員は在任中に発生した傷病・事故に限る。又、見舞金請求権が発生した翌日より起算して3年を経過した場合には、時効により請求権は消滅いたします。

附 則 この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則 この規程は平成25年6月20日から施行する。

附 則 この規程は平成26年6月18日から施行する。

附 則 この規程は平成30年6月20日から施行し、平成30年4月1日以降に生じた災害から適用する。

附 則 この規程は令和元年6月20日から施行する。